

○東京芸術大学国立大学等研究員規則

〔平成16年4月1日〕  
制 定  
改正 平成22年5月21日

(目的)

第1条 この規則は、他の国立大学等の教員を本学に受け入れてその専攻する分野の研究に専念させ、教育研究能力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学部（研究科を含む。）、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター及び保健管理センターをいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(資格)

第3条 国立大学等研究員（以下「研究員」という。）になることのできる者は、国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校専任の教員とする。

(申請)

第4条 研究員を派遣しようとする機関の長（国立大学及び国立短期大学にあつては当該大学長、国立高等専門学校にあつては独立行政法人国立高等専門学校機構長。以下「派遣機関長」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて本学学長に申請するものとする。

(1) 研究課題、研究方法、期間及び希望する指導教員名を記載した申請書

(2) 履歴書

(3) 派遣機関長の推薦書

(受入の決定)

第5条 学長は、研究員の希望する指導教員の所属する部局長の意向を徴した上、本学の教育研究活動に差し支えない範囲で研究員の受入の可否及び指導教員を決定する。

(可否の通知)

第6条 学長は、受入の可否及び指導教員の決定後、その結果を速やかに所属部局長及び派遣機関長に通知する。

(提出書類)

第7条 研究員として承認された者は、所属部局長に身体検査書及び住居届を提出しなければならない。

(研究期間)

第8条 研究員の研究期間は、6ヶ月以上10ヶ月以内とし、会計年度の範囲内において1ヶ月単位で定める。

2 前項の1ヶ月は暦月とし、研究期間を暦月の途中で開始又は終了する場合は、当該暦月を研究期間に含める。

(研究方法)

第9条 研究員は、指導教員の研究指導を受けるほか、所属部局及び当該部局長の

許可を得て研究に関連のある授業を聴講し、又は本学の施設及び設備を所定の手続を経て利用することができる。

2 研究員に対しては、単位を与えない。

(研究費等)

第10条 派遣機関長は、東京芸術大学における授業料その他の費用に関する規則の定める額により、研究員の研究費を本学に支払うものとする。

2 研究員の研究内容等により、前項の研究費の額を増額する必要がある場合においては、あらかじめ、本学学長と派遣機関長が協議して、その額を別に定めるものとする。

3 研究期間中に研究が中断又は中止された場合、既納の研究費は還付しない。

4 研究員に支給する旅費については、派遣機関長が負担するものとする。

(研究の中断)

第11条 研究員は、研究期間中において研究を中断しようとするときは、直ちにその理由を付し、所属部局長を経て学長に報告しなければならない。学長が報告を受けたときは、派遣機関長にその旨通知するものとする。

(研究の中止)

第12条 派遣機関長は、研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、理由を付して学長に申し出るものとする。学長が申出を受けたときは、直ちに所属部局長に通知するものとする。

2 学長は、研究員がこの規則に違反し、又は病気その他の理由により研究を続けることが不相当と認めた時は、所属部局長の意見を徴した上、研究の中止を命ずることができる。学長が研究の中止を決定した時は、直ちに所属部局長及び派遣機関長に理由を付して通知するものとする。

(研究の終了)

第13条 研究員は、研究期間が終了したときは、研究成果報告書を所属部局長を経て学長に提出しなければならない。

2 研究を終了した研究員から所属部局長を経て申出があった場合、学長は終了証明書を交付するものとする。

(規則の遵守)

第14条 研究員は、この規則に定めるほか、東京芸術大学学則その他の規則を遵守しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から実施する。